

特定非営利活動法人 ひまわり会 定款

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この法人は、特定非営利活動法人 ひまわり会という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第3条 (目 的)

この法人は、誰もが安心して暮らせる地域作りをめざし、障害を抱える人達等が地域で当たり前
生活していくことを支援し、社会復帰や社会参加の促進と自立を図るための支援に関する事業を行い、
地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類 及び 事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第
1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動。
- 2 前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。
 - (1) 障害者支援事業
 - (2) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
 - (3) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
 - (4) 障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業
 - (5) 精神障害理解を求める地域社会への啓蒙活動
 - (6) 精神障害者家族会支援事業
 - (7) ジョブコーチ派遣事業
 - (8) 情報収集・発信及びセミナー・フォーラム等の開催事業
 - (9) その他目的を達成するために必要な事業

第5条 (その他の事業)

- (1) 物品の斡旋及び販売
 - (2) 役務の提供
 - (3) イベント及び公演に係る事業
 - (4) 農業及び農産物の加工並びに販売
2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収
益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第2章 会 員

第6条 (種 別)

この法人の会員は、次の2種とし、個人会員及び団体会員をもって法上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した任意の団体及び法人

第7条（会費）

この法人に会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申し込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。

- 2 会員は、会費を納入しなければならない。但し、理事会が認めたものについては、この限りではない。
- 3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
 - (2) 会員である本人が死亡し、又は団体が消滅したとき
 - (3) 1年以上会費を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき
- 2 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。
 - 3 この法人は、会員がこの法人の定款もしくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけもしくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。
 - 4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第9条（抛出金品の不返還）

既納の会費及び抛出金品は返還しない。

第3章 役員

第10条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置き、役員は総会において選任する。

- 2 理事 3名以上 8名以内
- 3 監事 1名以上 2名以内
- 4 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を1名おくことができる。選任の方法は理事の互選による。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

第11条（役員職務）

理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その業務を執行する。
- 3 理事は、業務を執行する。
- 4 監事は、法第18条に定める職務を行う。

第12条（役員任期）

役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第13条（役員解任）

役員が、心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第14条（役員報酬）

役員報酬に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 総会

第15条（構成及び権能）

この法人の総会は、会員をもって構成し、その定款で別に定めるものの他、事業活動計画、事業活動報告及び決算書類、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

第16条（種別及び開催）

総会は、通常総会および臨時総会の2種とし、議長は出席会員の中から選出する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 法第18条第4号の定めるところにより監事が招集するとき。

第17条（招集）

総会は、前条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

第18条（定足数）

総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第19条（議決）

総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第20条（表決権等）

各会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面ま

たは電子メールをもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第 18 条及び第 19 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

第 21 条（議事録）

総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 会員の総数
 - (3) 会議に出席した会員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面または電子メールをもって表決した者及び表決の委任者を含む）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

第 22 条（構成及び権能）

理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるものの他は、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

第 23 条（開催）

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は理事長がこれにあたる。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第 24 条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 25 条（定足数、議決、表決権及び議事録）

第 18 条から第 21 条までの規定は、理事会について準用する。この場合において「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

第 26 条（資産の構成及び管理）

この法人の会計は、会費、寄付金収益、財産から生ずる収益、事業に伴う収益その他の収益をもつ

て構成し、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第 27 条（事業活動計画及び決算）

この法人の事業活動計画は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 この法人の事業活動報告及び決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第 28 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 29 条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第 7 章 解散及び定款の変更

第 30 条（解 散）

総会の議決によりこの法人が解散をするときは、会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第 11 条第 3 項に従い、総会で議決する。

第 31 条（定款の変更）

この定款は、総会において出席した会員の 3 分の 2 以上の議決を得、変更することができる。

第 8 章 雑 則

第 32 条（公 告）

この法人の公告は、この法人の事務所での掲示により行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。

第 33 条（雑 則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、2003 年 5 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から 2003 年 3 月 31 日までとする。
- 5 平成 15 年 12 月 15 日一部変更
- 6 平成 19 年 10 月 4 日一部変更
- 7 平成 23 年 8 月 27 日一部変更
- 8 平成 26 年 10 月 10 日一部変更